

毎月11日は「南三陸町安全・安心の日」

～8月11日は「家庭・企業の備蓄品の状況を確認する日」です～
災害時に必要な物資を家庭・企業において3日分の備蓄を実施しましょう。

備蓄食料は最低でも3日分の用意を！

地震・津波・台風など自然災害は思わぬ時にやってきます。災害をなくすことはできませんが、被害を少しでも減らすことは今からでもできます。

一人一人が日頃から事前の備えをすることが大切です。平時から災害時に必要な物資を備蓄し、最低でも3日分の飲料水や食料など避難生活に必要な物資の備蓄と備蓄品の内容を再確認しましょう。

備蓄品の豆知識

○1日に1人あたりの飲料水として最低限必要な水は1リットル程度です。

○調理に使用する水など、飲む以外の水を含めると1日3リットル程度（1人あたり）あれば安心です。

○ローリングストック法

特別な保存食を用意することなく、普段買う2倍の量の食料品を買います。古いものから順に使っていき半分の量を使ったら、使った分と同じ量を購入します。

常に食料品が余分にある状態をキープし、普段の生活で備蓄ができます。

○慢性疾患や食物アレルギーの人は、医療機関などにより推奨された食事メニューを参考に自分にあつた食品を追加で備えておくことも重要です。

○お米は保存性の高い食品です。備蓄の柱としましょう。

無洗米であれば、米を研ぐ必要が無く、水が節約できます。

※食料の他、ラジオ、医薬品、懐中電灯、トイレトーパー、携帯用ガスコンロなども準備しておきましょう。



☎ 総務課 危機対策係 ☎46-1376

令和4年度「道路ふれあい月間」

期間 8月1日(月)から31日(水)までの1か月間

道路ふれあい月間は、道路の愛護活動や道路の正しい利用の啓発などの各種活動を特に推進することにより、道路を利用する町民に道路とふれあい、道路の役割や重要性を改めて認識していただき、道路を常に広く、美しく、安全に利用していただくことを目的としています。

建設課からのお願い

町道の日常管理は日々行っていますが、路面などに異常を発見した際は、建設課までご連絡をお願いします。

☎ 建設課 土木係 ☎46-1377

国民年金保険料の免除期間・納付猶予期間がある人へ

— 保険料の追納をお勧めします —

国民年金保険料の免除（全額免除・一部免除・法定免除）、納付猶予、学生納付特例の承認を受けた期間がある場合、保険料を全額納めた人と比べ、老齢基礎年金（65歳から受けられる年金）の受け取り額が少なくなります。

そこで、これらの期間の保険料は、将来受け取る老齢基礎年金を増額するために、10年以内であればさかのぼって古い月分から納める（追納する）ことができます。

ただし、免除などの承認を受けられた期間の翌年度から起算して3年度目以降の追納の場合、当時の保険料額に一定の加算額が上乗せされます。

☎ 石巻年金事務所 ☎0225-22-5115
町民税務課 戸籍住民係 ☎46-1373

家屋を取り壊した時は家屋滅失届出書を提出しましょう

固定資産税は、毎年1月1日現在の土地や家屋などの状況に基づいて課税されます。届出がない場合、翌年度も課税される可能性があります。お早めに「家屋滅失届出書」を提出してください。

「家屋滅失届出書」は、役場町民税務課の窓口にあります。町のホームページにも掲載していますのでご覧ください。

☎ 町民税務課 資産税係 ☎46-1372

災害義援金の最終配分について

これまで災害義援金を受給されていた人で、振込口座の変更や解約、申請者がお亡くなりになった場合には、**変更の手続きが必要**となります。令和4年8月31日(水)までに、保健福祉課社会福祉係までご連絡をお願いします。

今後、町では義援金の最終配分を予定していますので、災害義援金を受給されている人は、もう一度ご確認をお願いします。

※前回配分（令和2年度配分）から変更がない人は、新たな手続きは必要ありません。

☎ 保健福祉課 社会福祉係 ☎46-2601

南三陸町戦没者追悼式（自由献花）を開催します



日清戦争から太平洋戦争において亡くなられた当町出身の戦没者に対し、哀悼の意を表すとともに世界の恒久平和を願うため、南三陸町戦没者追悼式を開催します。
※新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、式典は行わず自由献花による開催とします。

【日 時】8月20日(土) 午前10時～11時30分

【場 所】ベイサイドアリーナ文化交流ホール

【その他】献花用の生花は、町で用意します。

☎ 保健福祉課 社会福祉係 ☎46-2601